

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第2条の規定による改正後の前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第2条の規定による改正後の前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>